

電力供給におけるクーリングオフ対応(案)について

電力広域的運営推進機関
企画部

- ・小売電気事業者は、需要家のクーリングオフの意思を確認した時点で、供給契約の解約を行う。
- ・供給契約の**開始日より前**に需要家の意思を確認した場合、小売電気事業者は「**再点・スイッチング開始申込**」の**取消処理**を行う。(スイッチング支援システムor一般送配電事業者へ直接連絡)
- ・供給契約の開始日以降に需要家の意思を確認した場合の取扱いが課題となる。

■スイッチングとして処理をする場合

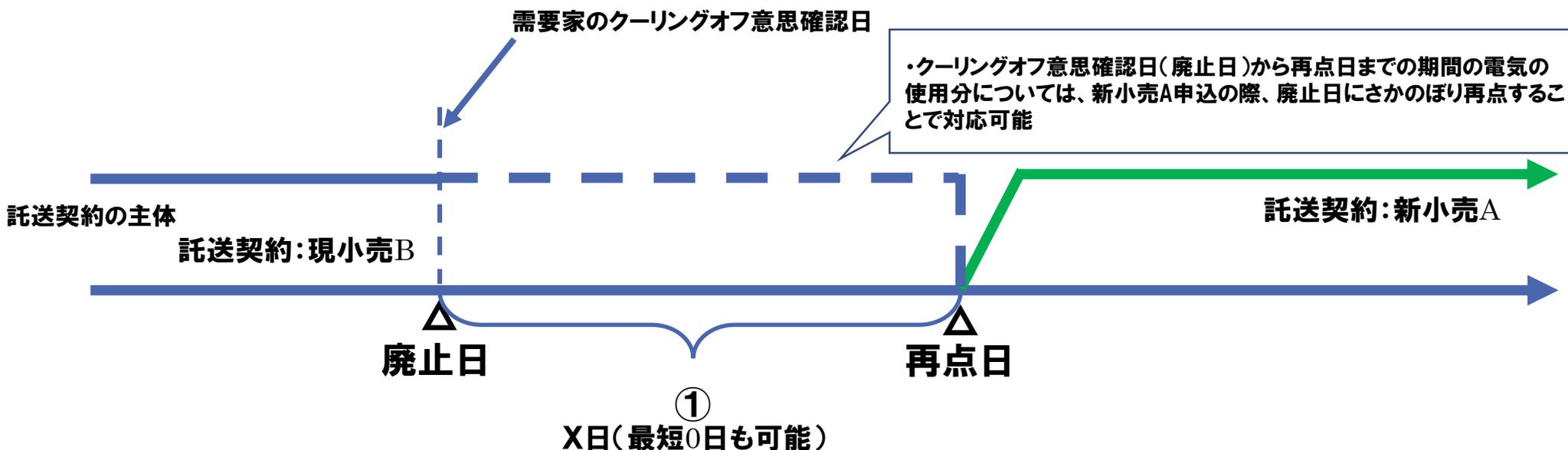
- ・新たな小売電気事業者へ供給契約を切り替える際、標準処理期間が存在する。
- ・上記標準処理期間において、需要家のクーリングオフ意思確認日以降、スイッチング日まで現小売電気事業者は託送契約を解除できず、託送料金を負担することとなる。

■廃止申込として処理する場合

- ・需要家申出の廃止として処理するため、クーリングオフの意思確認日に託送契約の解除が可能であり、スイッチングとして処理をする場合のような標準処理期間内の託送料金負担は生じない。
- ・需要家申出の廃止であるため、送配電事業者は通常の処理と同様に供給遮断措置を行う準備をすることになる。したがって、当該需要家は**自ら新たな小売電気事業者を見つけ、再点申込をする必要がある。**

※本資料は、電力供給がクーリングオフの対象となった場合と仮定し、SW支援システムでの対応方法を検討するものである。

■現小売Bにて廃止、新小売Aにて再点によりクーリングオフ対応



- ・現小売Bは需要家のクーリングオフ意思確認日に廃止申請を行うことで、同日中に託送契約(供給契約)の解除が行える。
- ・需要家が廃止日から新小売Aに対し再点申請をするまでの期間①に使用した電気は、新小売Aが廃止日にさかのぼり再点を行うことで対応可能。

需要家のクーリングオフ申出に対し、**遅滞なく対応可能な廃止・再点**にて対応することとしてはどうか。

クーリングオフ対応方法	託送契約(供給契約)の解除
スイッチング	× (標準処理期間あり)
廃止・再点	○ (遅滞なく可能)

※スイッチング、再点・廃止いずれの場合においても需要家は新たな小売電気事業者を探す必要があり、手間は変わらないと想定。

(検討課題)

電力供給開始後のクーリングオフにおける懸念事項(廃止再点として処理した場合)

- ・クーリングオフを通知したが、新たな小売電気事業者をすぐに決定できず、廃止申込が処理されて電気の供給が途絶える可能性
- ・クーリングオフを通知する書面が小売電気事業者に到達する時期が明確でないため、再点申込時に廃止申込がなされていない可能性

■特定商取引法

第二十六条

- 3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として**政令で定める役務の提供**

■特定商取引法に関する法律施行令

第六条の三

法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第一号又は第五号に規定する役務の提供(一般電気事業、特定電気事業)

※現行法では、**特定規模電気事業は政令で定める役務の提供に当たらない。**

平成26年4月25日法律第29号,平成27年3月27日政令第111号を参照